

令和2年度

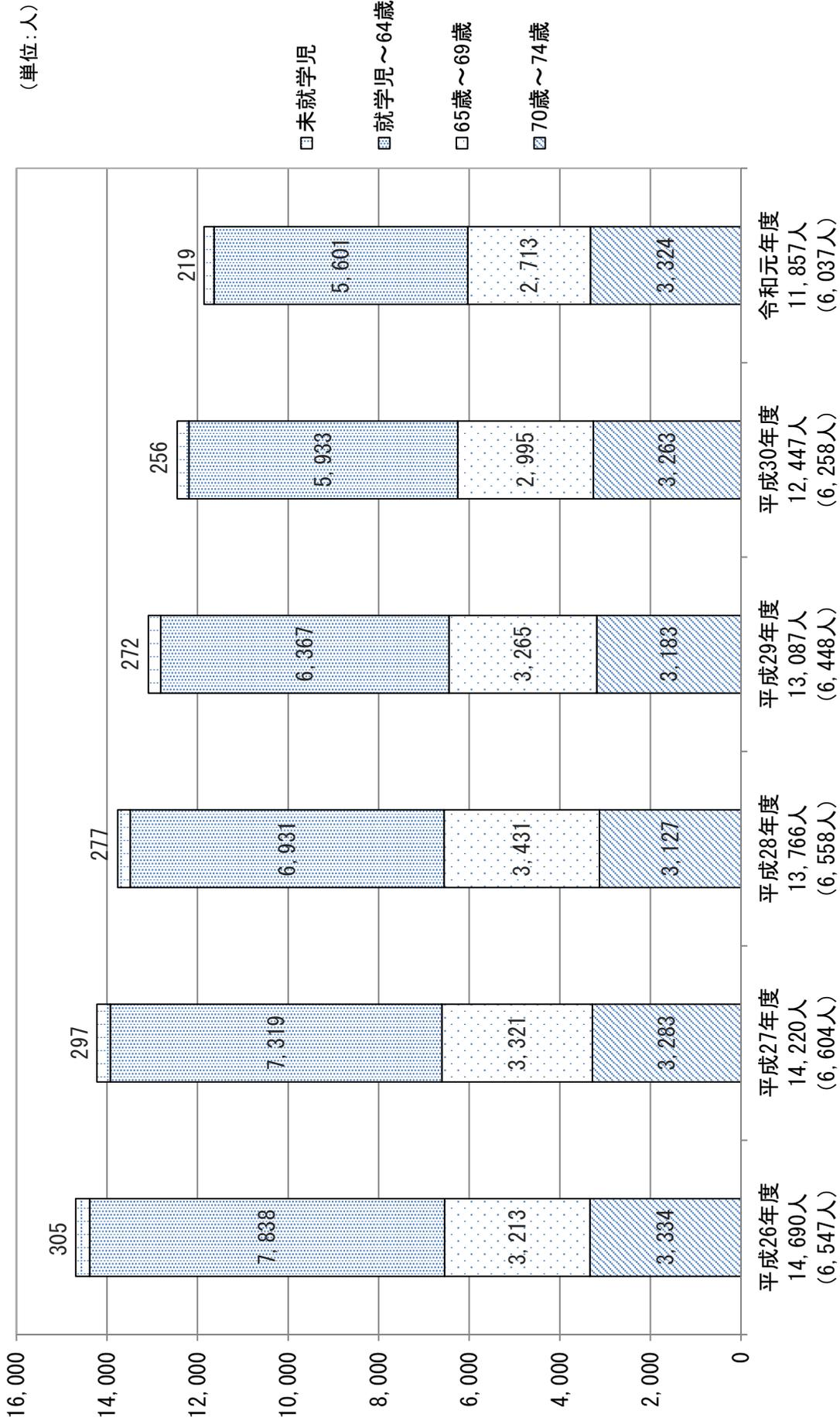
千曲市国民健康保険運営協議会

参考資料編

参 考 資 料 編

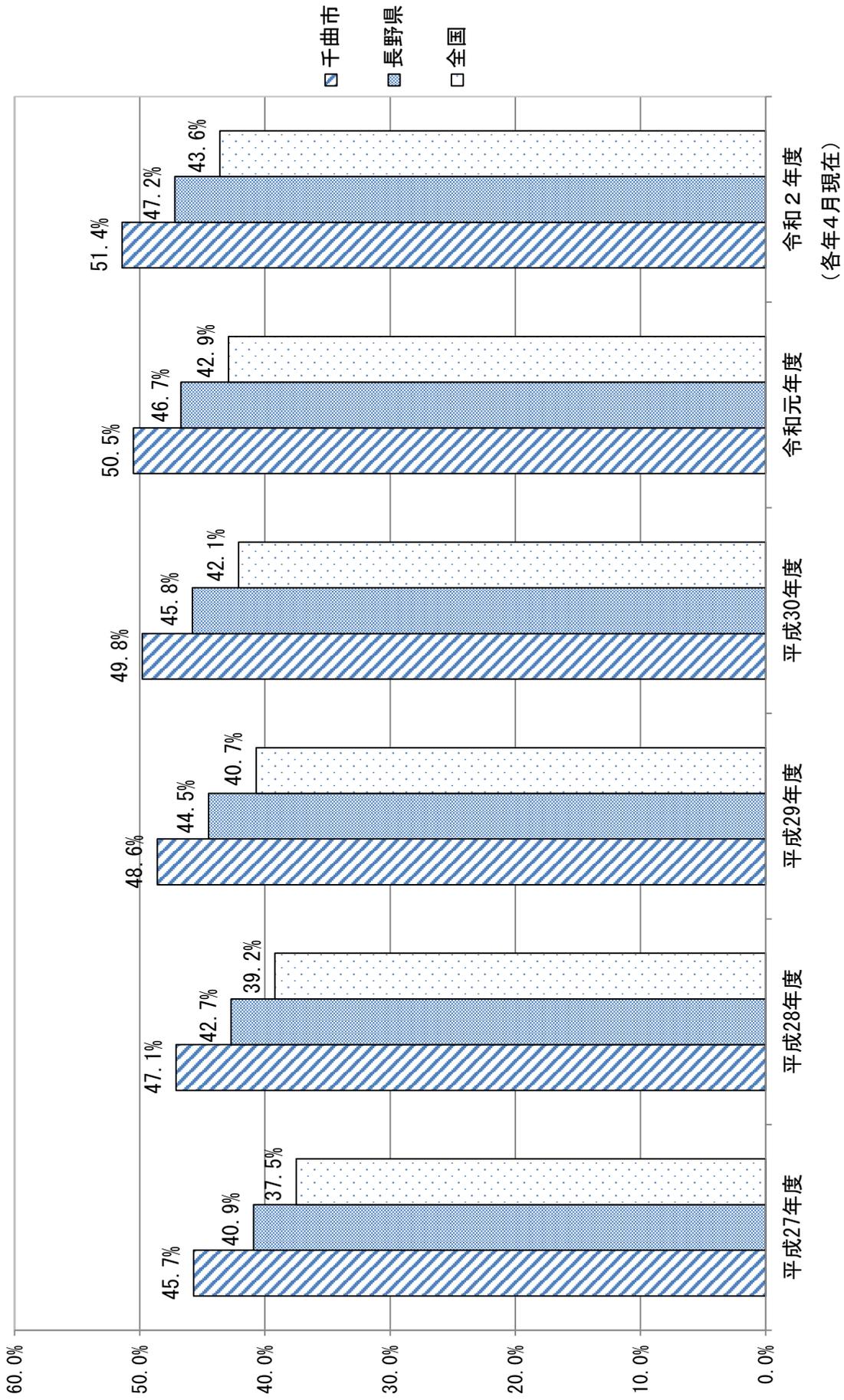
○ 被保険者数の推移（年度平均・全被保険者）	2
○ 国保全被保険者に占める 65 歳以上被保険者の割合	3
○ 年度別保険給付費	4
○ 1 人あたり医療費の推移	5
○ 1 人あたり医療費の推移（伸び率）	6
○ 国民健康保険支払準備基金残高の推移	7
○ 国民健康保険特別会計繰入金の状況	8
○ 県下 19 市の国民健康保険税（料）率等の状況	9
○ 令和 2 年度国民健康保険税について（配布用チラシ）	10
○ 国民健康保険法（抜粋）、国民健康保険法施行令（抜粋）	12
○ 千曲市国民健康保険運営協議会規則	14
○ 千曲市国民健康保険担当部署組織図	16

被保険者数の推移(年度平均・全被保険者)



※()内は全被保険者数のうち65歳以上の被保険者の人数

国保全被保険者に占める65歳以上被保険者の割合 (KDBシステムより)



年度別保険給付費

単位：円（下段：前年度比増減）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般	療養給付費	3,591,337,482	3,625,196,541	3,459,538,859	3,314,539,489	3,337,437,657
		39,708,678	33,859,059	△ 165,657,682	△ 144,999,370	22,898,168
	療養費	40,424,434	41,237,188	44,714,569	37,043,633	37,186,699
		△ 2,063,700	812,754	3,477,381	△ 7,670,936	143,066
	高額療養費	472,347,032	520,017,884	495,997,354	455,370,911	484,532,784
		10,598,661	47,670,852	△ 24,020,530	△ 40,626,443	29,161,873
	高額介護合算	71,413	211,602	244,491	218,952	343,292
	△ 113,401	140,189	32,889	△ 25,539	124,340	
移送費	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
小 計	4,104,180,361	4,186,663,215	4,000,495,273	3,807,172,985	3,859,500,432	
	48,130,238	82,482,854	△ 186,167,942	△ 193,322,288	52,327,447	
退 職	療養給付費	221,427,498	140,282,630	68,152,399	22,600,658	4,260,250
		△ 31,059,836	△ 81,144,868	△ 72,130,231	△ 45,551,741	△ 18,340,408
	療養費	3,295,200	1,892,499	1,017,099	273,131	121,527
		10,106	△ 1,402,701	△ 875,400	△ 743,968	△ 151,604
	高額療養費	32,480,423	22,820,171	10,148,274	2,335,997	58,104
		2,620,082	△ 9,660,252	△ 12,671,897	△ 7,812,277	△ 2,277,893
	高額介護合算	15,062	0	0	0	0
	15,062	△ 15,062	0	0	0	
移送費	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
小 計	257,218,183	164,995,300	79,317,772	25,209,786	4,439,881	
	△ 28,414,586	△ 92,222,883	△ 85,677,528	△ 54,107,986	△ 20,769,905	
出産育児一時金	18,448,000	15,536,510	15,694,490	12,148,000	9,240,000	
	3,434,000	△ 2,911,490	157,980	△ 3,546,490	△ 2,908,000	
葬 祭 費	4,400,000	5,000,000	4,150,000	4,900,000	3,200,000	
	400,000	600,000	△ 850,000	750,000	△ 1,700,000	
結核医療給付金	18,265	6,967	0	2,075	15,966	
	14,488	△ 11,298	△ 6,967	2,075	13,891	
審査支払手数料	12,033,614	11,761,553	11,276,591	11,326,756	10,858,569	
	1,337,894	△ 272,061	△ 484,962	50,165	△ 468,187	
合 計	4,396,298,423	4,383,963,545	4,110,934,126	3,860,759,602	3,887,254,848	
	24,902,034	△ 12,334,878	△ 273,029,419	△ 250,174,524	26,495,246	

1人あたり医療費の推移

(単位:円)

保険者名	一 般				職 退				国 保 全 体			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長野市	354,862	363,336	370,329	382,425	388,899	382,686	338,021	300,737	355,997	363,704	370,075	382,309
松本市	352,239	361,827	367,760	386,731	413,863	390,819	450,382	684,410	354,205	362,378	368,453	387,271
上田市	347,702	357,287	375,160	386,445	337,033	387,907	426,020	618,897	347,337	357,864	375,542	386,747
岡谷市	362,692	365,276	381,456	404,727	398,373	386,918	603,173	602,260	364,172	365,765	383,607	405,185
飯田市	324,285	332,690	347,758	356,409	406,103	411,223	341,168	469,218	327,411	334,446	347,692	356,657
諏訪市	352,843	351,009	374,346	371,813	378,488	488,740	408,801	284,236	353,803	353,903	374,628	371,657
須坂市	361,822	362,161	365,249	379,482	433,089	408,697	404,404	433,065	364,178	363,018	365,591	379,569
小諸市	316,074	331,889	341,866	344,429	377,069	386,851	382,201	302,669	318,459	333,018	342,173	344,327
伊那市	326,337	342,784	370,973	369,232	322,596	408,967	557,523	309,985	326,188	344,241	372,548	369,104
駒ヶ根市	327,821	333,187	358,595	371,693	331,350	401,772	363,058	244,951	327,969	334,879	358,634	371,416
中野市	319,389	332,348	324,342	348,628	361,548	334,310	307,444	288,656	320,833	332,387	324,217	348,553
大町市	374,285	368,994	379,012	394,231	434,652	397,750	536,962	2,318,688	376,304	369,563	380,364	397,867
飯山市	375,639	380,199	367,559	397,320	355,660	449,973	344,474	273,345	374,776	382,045	367,285	397,074
茅野市	334,330	342,366	349,217	393,062	421,350	408,882	378,090	170,301	338,048	343,834	349,440	392,707
塩尻市	359,022	361,581	372,008	375,927	365,500	420,823	653,289	796,376	359,293	362,933	374,218	376,341
千曲市	378,709	373,584	366,514	384,558	354,488	321,492	249,054	270,151	377,697	372,358	365,278	384,275
佐久市	332,211	344,026	355,669	367,398	394,601	476,669	468,911	862,312	334,932	347,189	356,793	368,442
東御市	355,693	359,072	362,956	385,492	337,927	352,135	248,073	215,494	354,913	358,884	361,666	385,164
安曇野市	363,475	373,654	359,682	383,745	377,155	346,744	357,613	317,299	363,970	373,122	380,675	383,641
市町村計	343,387	351,318	359,682	372,205	377,034	389,514	412,408	514,948	344,635	352,123	360,137	372,449

※平成28年度から平成30年度は「確定値」、令和元年度は「速報値」

1人あたり医療費の推移(伸び率)

(単位:円、%)

保険者名	国保全体												
	平成28年度	平成29年度	H29-28	伸び率	伸び率 順位	平成30年度	H30-29	伸び率	伸び率 順位	令和元年度	R1-H30	伸び率	伸び率 順位
長野市	355,997	363,704	7,707	2.2	8	370,075	6,371	1.8	14	382,309	12,234	3.3	11
松本市	354,205	362,378	8,173	2.3	7	368,453	6,075	1.7	13	387,271	18,818	5.1	7
上田市	347,337	357,864	10,527	3.0	5	375,542	17,678	4.9	3	386,747	11,205	3.0	13
岡谷市	364,172	365,765	1,593	0.4	15	383,607	17,842	4.9	6	405,185	21,578	5.6	5
飯田市	327,411	334,446	7,035	2.1	9	347,692	13,246	4.0	5	356,657	8,965	2.6	14
諏訪市	353,803	353,903	100	0.0	16	374,628	20,725	5.9	4	371,657	-2,971	-0.8	18
須坂市	364,178	363,018	-1,160	-0.3	17	365,591	2,573	0.7	16	379,569	13,978	3.8	9
小諸市	318,459	333,018	14,559	4.6	2	342,173	9,155	2.7	8	344,327	2,154	0.6	16
伊那市	326,188	344,241	18,053	5.5	1	372,548	28,307	8.2	1	369,104	-3,444	-0.9	19
駒ヶ根市	327,969	334,879	6,910	2.1	10	358,634	23,755	7.1	2	371,416	12,782	3.6	10
中野市	320,833	332,387	11,554	3.6	4	324,217	-8,170	-2.5	18	348,553	24,336	7.5	3
大町市	376,304	369,563	-6,741	-1.8	19	380,364	10,801	2.9	7	397,867	17,503	4.6	8
飯山市	374,776	382,045	7,269	1.9	11	367,285	-14,760	-3.9	19	397,074	29,789	8.1	2
茅野市	338,048	343,834	5,786	1.7	12	349,440	5,606	1.6	12	392,707	43,267	12.4	1
塩尻市	359,293	362,933	3,640	1.0	14	374,218	11,285	3.1	10	376,341	2,123	0.6	17
千曲市	377,697	372,358	-5,339	-1.4	18	365,278	-7,080	-1.9	17	384,275	18,997	5.2	6
佐久市	334,932	347,189	12,257	3.7	3	356,793	9,604	2.8	9	368,442	11,649	3.3	12
東御市	354,913	358,884	3,971	1.1	13	361,666	2,782	0.8	15	385,164	23,498	6.5	4
安曇野市	363,970	373,122	9,152	2.5	6	380,675	7,553	2.0	11	383,641	2,966	0.8	15
市町村計	344,635	352,123	7,488	2.2	-	360,137	8,014	2.3	-	372,449	12,312	3.4	-

国民健康保険支払準備基金残高の推移

(単位:円)



国民健康保険特別会計 繰入金の状況

(単位:円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予算額)
保険基盤安定繰入金	160,156,753	158,434,946	160,669,665	199,953,043	266,758,220	270,618,498	269,987,228	289,444,207	279,859,254	270,177,000
出産育児一時金繰入金	15,560,000	15,880,000	10,880,000	10,009,000	12,298,000	10,357,673	10,462,993	8,098,666	7,467,000	11,200,000
財政安定化支援事業繰入金	17,471,000	32,507,000	36,009,000	68,420,000	74,776,000	64,877,000	56,547,000	69,455,000	64,922,000	45,924,000
事務費等繰入金	129,909,502	35,299,226	103,501,176	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	24,190,891	26,512,811	32,221,000
事務費繰入金(法定分)	18,276,502	17,799,226	18,878,271	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	23,941,891	25,987,811	31,605,000
法定外繰入	111,633,000	17,500,000	84,622,905	0	0	0	0	249,000	525,000	616,000
赤字補てん分	56,994,915	17,500,000	84,622,905	0	0	0	0	0	0	0
基金積立資金	54,638,085	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方単独事業国庫負担金減額補てん分	0	0	0	0	0	0	0	249,000	525,000	616,000
一般会計繰入金 合計	323,097,255	242,121,172	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	359,522,000
国民健康保険支払準備基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金 合計	323,097,255	242,121,172	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	359,522,000

【県下19市の国民健康保険税(料)率等の状況】

R2税率(R2.7月県内都市国保事務研究協議会調査)

R1年度	医療分				支援金分				介護分				R2年度 改定
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円	
長野市	8.20	-	17,760	19,680	2.80	-	6,240	7,560	2.60	-	8,760	7,080	
松本市	9.10	-	18,800	22,700	3.20	-	6,500	7,400	2.60	-	6,400	6,700	
上田市	6.90	-	21,600	21,200	2.61	-	8,700	7,300	2.60	-	8,900	6,500	○
岡谷市	7.05	17.92	18,200	16,800	2.43	4.51	8,100	6,400	2.20	3.95	8,300	6,200	○
飯田市	6.60	-	16,500	21,000	3.05	-	10,600	-	2.70	-	8,600	6,800	
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000	
須坂市	7.40	-	19,000	19,000	2.90	-	6,000	6,000	2.10	-	8,000	7,000	
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000	
伊那市	6.50	-	23,400	24,400	2.30	-	8,800	7,900	2.40	-	10,300	7,700	
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400	
中野市	6.10	15.60	24,300	19,600	2.20	7.90	9,100	7,400	2.00	5.20	11,100	6,800	○
大町市	5.90	22.00	18,000	24,000	2.40	-	11,000	-	2.20	2.00	8,000	7,000	
飯山市	6.90	18.70	20,000	20,100	3.45	9.30	9,800	9,700	2.60	4.20	7,500	7,000	○
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000	
塩尻市	6.74	-	23,100	23,700	2.21	-	7,900	7,300	1.86	-	7,900	6,100	
千曲市	7.70	18.00	19,500	22,000	2.40	5.30	7,500	7,200	1.80	4.20	7,300	6,300	
佐久市	7.60	16.00	21,300	25,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300	
東御市	6.70	22.40	18,500	19,500	2.30	7.50	6,000	6,000	2.30	3.60	9,000	9,000	
安曇野市	6.90	-	20,400	20,400	2.70	-	9,600	9,600	2.20	-	7,000	7,000	
平均	7.01	17.17	19,714	21,131	2.64	5.77	8,134	7,226	2.31	4.59	8,266	6,888	

令和2年度国民健康保険税について

国民健康保険制度は、加入者のみなさんの病気や、けがなどで必要となる医療費を、医療機関の窓口で支払う受診料のほか、みなさんが納める保険税と国・県からの補助金でまかない、運営しています。

国民健康保険税は、医療給付費分(医療分)・後期高齢者支援金分(支援金分)・介護納付金分(介護分)の三つに分類されます。また、それぞれ、所得割・資産割・均等割・平等割の四つの方式で税額が算定されます。今年度の税率と税額は昨年度と変わりありませんが、法改正により、課税限度額を表のとおり引き上げました。

加入者のみなさんに安心して医療を受けていただくため、また国民健康保険事業の健全な運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

税率(税額)表

区分	内容	医療分	支援金分	介護分
所得割	加入者の前年所得に応じて計算 【(総所得額-33万円)×税率】	7.7%	2.4%	1.8%
資産割	加入者の資産に応じて計算 【本年度固定資産税額×税率】	18.0%	5.3%	4.2%
均等割	世帯の加入者数に応じて計算 【加入者数×税額】	19,500円	7,500円	7,300円
平等割	加入世帯に対して課税	22,000円	7,200円	6,300円
最高額	課税限度額 (改正前)	630,000円 (610,000円)	190,000円 (据え置き)	170,000円 (160,000円)

国民健康保険税の算出方法について

- 国民健康保険税は世帯主が納税義務者のため、納税通知書等は世帯主宛にお送りします。(世帯主が会社の健康保険などに加入しているも、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります)
- 医療分・支援金分は、年齢に関係なく国民健康保険の加入者全員に課税されます。
- 介護分は、40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)に課税されます。
- 国民健康保険に加入している世帯員全員の所得割額・資産割額・均等割額と、世帯あたりに課税される平等割額を合計した金額が一世帯あたりの国民健康保険税として課税されます。
- 国民健康保険税は年度(4月～翌年3月)ごとに計算します。普通徴収(納付書または口座振替による支払い)の場合は通常7月から翌年2月までの年8回で納付いただきます。年度の途中で国民健康保険の加入状況などに変更があった場合は、再度税額を計算します。

所得が一定基準以下の世帯の国民健康保険税の軽減

税負担の軽減措置として、前年中の総所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税のうち均等割額と平等割額が軽減されます。
軽減割合は7割・5割・2割のいずれかとなります。
※R2年度に軽減基準が見直され、対象世帯が拡大されました(太字下線部)。

軽減基準額	軽減割合
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円以下	7割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	5割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 33万円+(52万円×被保険者数)以下	2割

※1 国民健康保険に加入していない世帯主も含まれます。

※2 被保険者とは、国民健康保険に加入している人と国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人です。

- 65歳以上の公的年金所得者は、年金所得より15万円を控除した額から軽減判定を行います。
- この軽減は世帯の所得から自動判定して計算しますので、申請の必要はありません。ただし、前年中に所得がない場合でも所得税の確定申告や住民税の申告をしていない人は、軽減を受けることができません。必ず申告してください。

— 非自発的失業(離職)者の国民健康保険税の軽減 —

倒産や解雇・雇い止めなど、会社の都合で失業(離職)した人で下記に該当する場合に国民健康保険税の軽減を受けることができます。

- ① 対象者
 - ・平成 21 年 3 月 31 日以降に離職した雇用保険受給資格者
 - ※ **高年齢受給資格者及び特例受給資格者の人は対象となりません**
- ・雇用保険受給資格者証に記載の離職理由が次に該当する人

離職理由(コード) 11・12・21・22・23・31・32・33・34

- ② 軽減額
国民健康保険税は、前年の所得などから計算します。前年の所得のうち、給与所得を通常の所得額の 30%として計算し、これを所得割の税額計算や軽減判定に使うことで、国民健康保険税が軽減されます。

- ③ 軽減期間
軽減期間は、**離職日の翌日から翌年度末まで**となります。また、途中で社会保険等に加入し国民健康保険を脱退した場合は、その時点で終了します。

- ④ 申請方法
この軽減を受けるためには**申請が必要**です。
申請に必要なもの：雇用保険受給資格者証・印鑑・国民健康保険証・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類

申請先：税務課

— 後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の経過措置 —

平成 20 年度以降、75 歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入することとなりました。それにともない、国民健康保険に引き続き加入する人の負担が急が増えることがないよう、次の軽減を受けることができます。

- 所得が一定基準以下の世帯の軽減(裏面参照)
いままでも国民健康保険税の軽減を受けていた世帯は、**世帯構成や収入に変更がない場合**、いままでも同じ軽減を受けることができます。

- 平等割の軽減
国民健康保険の加入者が一人となる場合は、世帯構成に変更がなければ平等割が軽減されます(最初の 5 年間は 2 分の 1 額、その後 3 年間は 4 分の 1 額)。

- 社会保険等に加入していた 75 歳以上の人に扶養されていた 65 歳以上の人がいままでも扶養されていた人が国保に加入した場合、申請することで所得割と資産割が課税されません。
また、7 割・5 割の軽減を受けられない世帯(裏面参照)は均等割が半額に、国保加入者が一人の場合は平等割も半額となります。
※ 均等割及び平等割の軽減期間は、資格取得日の属する月以降 2 年を経過する月までの間に限ります。

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)について

下の①~④の条件全てに該当する人は、国民健康保険税の納付方法が特別徴収(年金からの天引き)となります。該当する人には、**特別徴収開始通知書**を別途送付します。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯内で国民健康保険加入者が、全員 65 歳以上 75 歳未満である
- ③ 世帯主の介護保険料を年金からの特別徴収で納めている
- ④ 特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の 2 分の 1 を超えない

— 特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合 —

特別徴収の対象世帯で年度の途中に国民健康保険の加入者が増える等により税額が増額となった場合、特別徴収はそのまま継続され、増額分を普通徴収とします。

- ※ 普通徴収・・・納付書または口座振替による支払い
- ※ 特別徴収・・・年金からの天引きによる支払い

【 特別徴収から口座振替へ変更することができます 】

特別徴収の対象となった人で、口座振替での納付を希望する場合は、**申請することで納付方法を変更することができます**。
また、**いままでも口座振替により納付していた人も**、特別徴収ではなくひきつづき口座振替での納付を希望する場合は申請が必要です。

口座振替での納付を希望する人は、振替を希望する金融機関の通帳・通帳の届出印・国民健康保険証を持参し、税務課で申請してください。
特別徴収・口座振替どちらで納付しても、納付する国民健康保険税の総額は変わりません。なお、納付書での納付へ変更することはできません。

問い合わせ先 千曲市役所 電話 026-273-1111(代表)

- 国民健康保険税の計算について 税務課 内線 1143
- 国民健康保険税の納付について 債権管理課 内線 1124
- 加入・脱退・医療費の給付について 健康推進課 内線 1232

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険）

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする

（保険者）

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限り。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内数とする。

- 3 法第 11 条第 2 項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長)

- 第 5 条** 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○千曲市国民健康保険運営協議会規則

平成 15 年 9 月 1 日

規則第 71 号

(趣旨)

第 1 条 千曲市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)並びに千曲市国民健康保険条例(平成 15 年千曲市条例第 147 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 協議会の委員中、被保険者を代表する委員は、市の公職についていない者の中から、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、市の保険医又は保険薬剤師の中から、公益を代表する委員は、市の公職にある者の中から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(会長の職務)

第 3 条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第 4 条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
- (2) 被保険者その他利害関係者から、国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要があるとき。

(定足数)

第 5 条 協議会は、委員の過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。
(関係職員の出席及び資料の提出)

第 8 条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第 9 条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第 10 条 会長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

千曲市国民健康保険担当部署組織図(令和2年8月5日現在)

主な担当業務

